



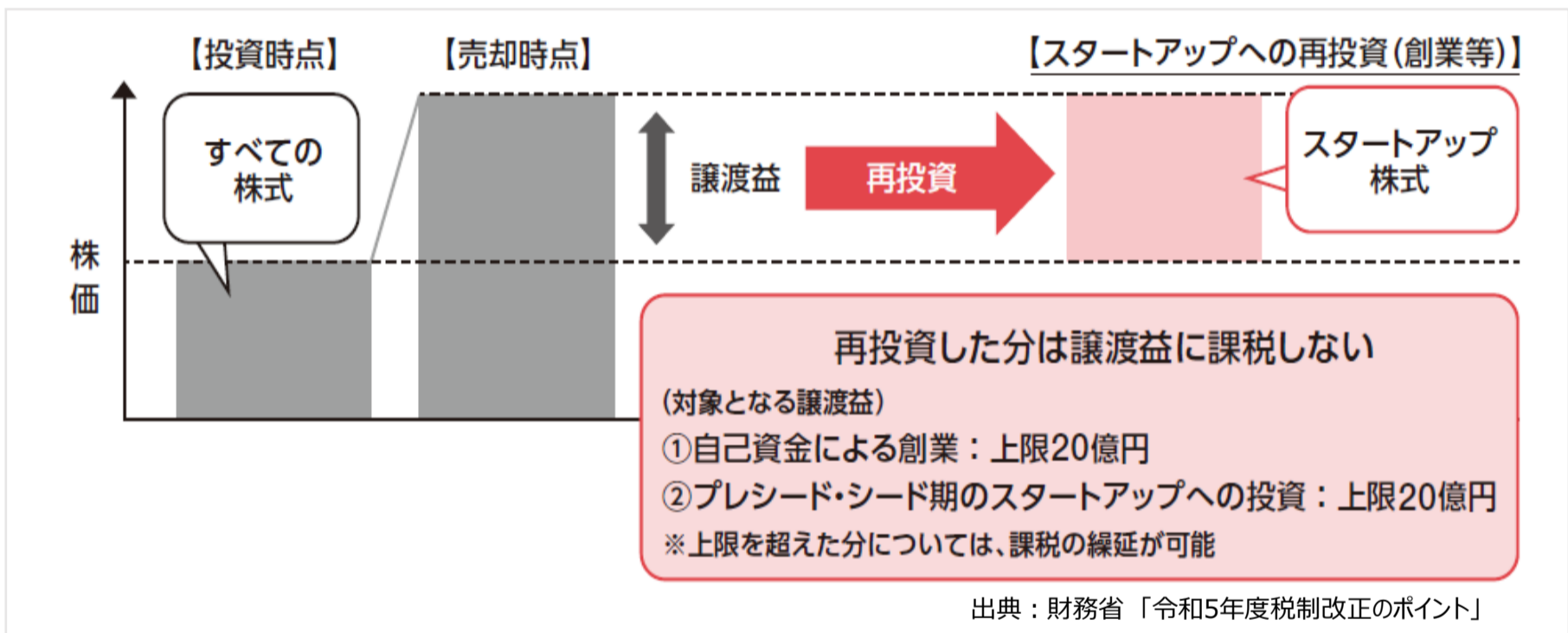
Q  スタートアップ企業への税制支援措置が創設されたと聞きました。詳しい内容を教えてください。

A  創業間もないスタートアップ企業への投資という大きなリスクを取った出資者を支援する観点から、個人のリスクマネーがスタートアップ・エコシステムに循環することを促す税制措置が講じられます。

●改正概要● **減税**

- ① 保有株式の譲渡益を元手に創業者が創業した場合や投資家が、プレシード・シード期のスタートアップ*1への再投資を行った場合に、再投資分につき20億円を上限として株式譲渡益非課税。
- ② 当該税制支援措置については、スタートアップへの再投資のみならず、**自ら出資して起業する場合**についても同様の措置を受けられます。


*1 プレシード・シード期のスタートアップ：現行エンジェル税制の対象企業である未上場ベンチャー企業のうち、①設立5年未満、②前事業年度まで売上ゼロ又は売上生じているが、前事業年度の試験研究費等が出資金の30%超、③営業損益がマイナス、等という状況であることを指します。



改正のイメージ

	← 株式譲渡益 →		
【改正前】	課税繰延 (株式売却時に課税)	課税	
【改正後】	非課税 (上限20億円)	課税繰延	課税

令和5年4月1日以後の投資から適用

POINT  エンジェル税制の適用により、株式譲渡益を元手にスタートアップに再投資した場合、再投資した株式を売却する時まで、課税が繰延されていたが今回の改正で、20億円を上限に元手となる株式譲渡益が非課税となりました。

執筆者：北岡